

一般廃棄物処理基本計画の概要等

1 計画の位置付け等

- 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項に基づき、長期的・総合的な視点に立って、計画的な一般廃棄物の処理を推進していくための基本的事項を定めたものであり、一般廃棄物行政を進めていくうえでの基本的な方針。
- 平成7年1月に「第1次基本計画」を策定、平成15年3月に「第2次基本計画」を策定、平成25年3月に現在の「第3次基本計画」を策定。
- 一般廃棄物処理基本計画は、ごみ処理基本計画と生活排水処理基本計画から構成されるものであるが、本市の場合、生活排水処理構想を別に定めていることから、生活排水処理については、し尿部門に限定して記載している。

2 基本計画の概要

- 基本理念 環境負荷の少ない循環型社会の形成
- 基本方針
 - ①ごみの発生抑制（リデュース）や製品等の再使用（リユース）への働きかけや、資源等の再生利用（リサイクル）を積極的に推進します。
 - ・ごみの減量や分別、リサイクルの推進に向けた意識啓発を行うとともに、市と事業者、市民の参加・協働による取組をさらに推進し、ごみの発生を抑制するライフスタイルや事業活動の確立を図ります。
 - ②ごみ処理過程での再資源化・熱エネルギーの有効活用を推進します。
 - ・焼却灰をセメント原料へ再資源化することにより、最終処分場の延命化を図る。
 - ・ごみ焼却時の熱を回収し、施設等で有効利用するとともに再生可能エネルギーとして発電する。
 - ③環境への負荷が少ないごみの適正処理を推進します。
 - ・適正な処理を推進するため、一般廃棄物の収集処理体制及び処理施設の充実に取り組みます。
 - ・排出事業者及び廃棄物処理事業者に対して、廃棄物処理法の遵守を徹底するとともに、不適正処理に対する指導・取締りを更に強化します。
 - ・パトロールをはじめとする監視体制を充実強化するなど、不法投棄の根絶を目指します。

○ 計画期間 平成25年度～平成34年度（令和4年度）

- 基本計画目標
 - ①排出抑制目標

1人1日当たりのごみ排出量（資源となるものを除く）を、目標となる平成34年度（令和4年度）までに、推計値に対して66g以上を削減、維持する。

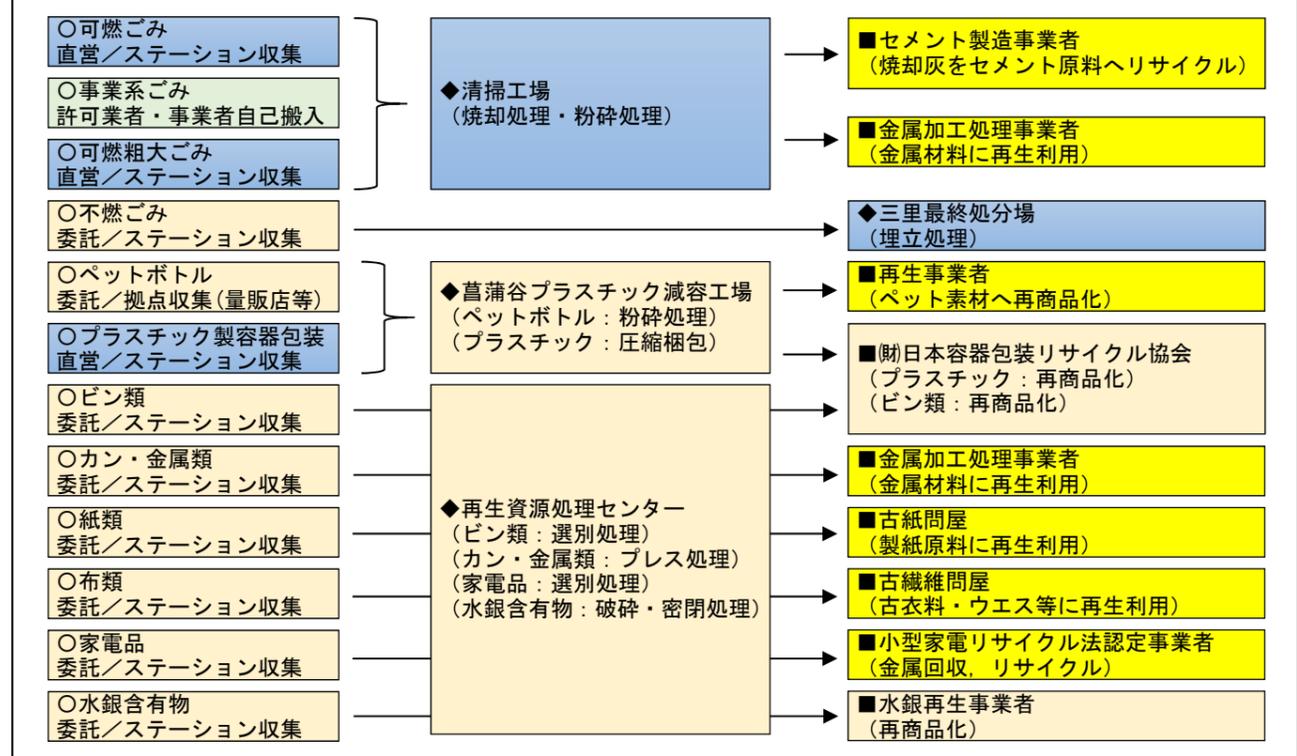
	現状（H23）	推計値（H34）	目標値（H34）
資源となる物を除く1人1日当たり排出量（g）	896 g	928 g	862 g

②リサイクル目標

	現状（H23）	推計値（H34）	目標値（H34）
リサイクル率	20.4%	20.4%	22.0%

※ リサイクル率＝（直接資源化量＋中間処理後の再生利用量）／ごみの総処理量×100

3 ごみ処理フロー・処理体制



4 本市の特徴

- 昭和51年から始められた市民・再生処理事業者・市の協働による資源・不燃物の分別収集システムは、「高知方式」といわれ、全国でも先駆的な役割を果たし、現在まで続いている。
- ステーションの維持管理については、町内会、廃棄物減量等推進員や資源・不燃物登録団体をはじめとする市民の協力により行われている。

5 計画の主な取組

- (1) 排出抑制に関する施策

環境標語の募集、小学生副読本（ごみゼロたんけんたい）の配布、出前講座、分別チラシ・家庭ごみ辞典の配布、ごみ懇談会の開催、高知クリーン推進会によるOA用紙共同回収、不法投棄パトロール など
- (2) 収集・運搬計画

クリーンセンター（収集車両置場）の移転改築、資源物等持ち取りパトロールの実施、啓発用看板やカラス対策用ネットの無料配布、祝日収集等の継続した取組、高齢者や障がい者を対象としたふれあい収集や可燃粗大ごみの戸別収集の検討、クリーンセンター（収集車両基地）の移転改築 など
- (3) 中間処理計画

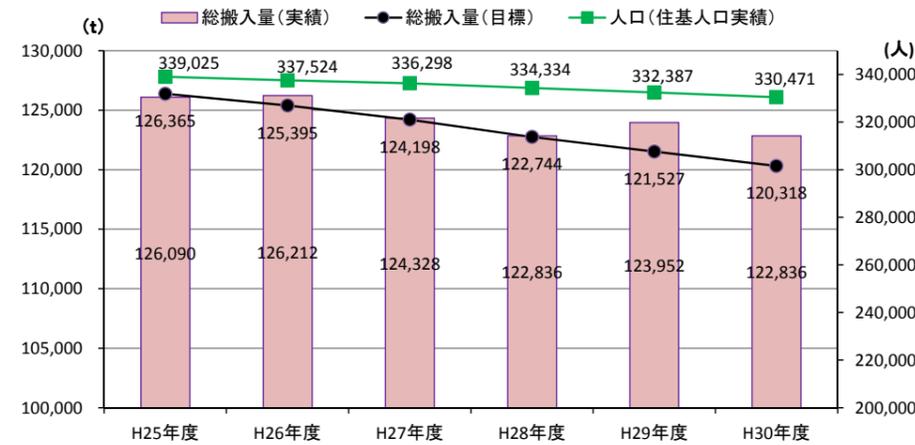
小型家電リサイクルの対応検討、再生資源処理センターの機能充実に向けた整備、プラスチック減容工場の維持管理及び効率的な処理体制の検討、清掃工場の長期整備計画、ごみ処理施設のダイオキシン類対策及び公害防止対策の推進、ごみ発電・熱エネルギーの回収 など
- (4) 最終処分計画

清掃工場のゼロエミッション等による最終処分場の延命化、臭気や発生ガス対策の継続実施、埋立が完了している春野最終処分場の管理継続 など

一般廃棄物処理の現状と課題

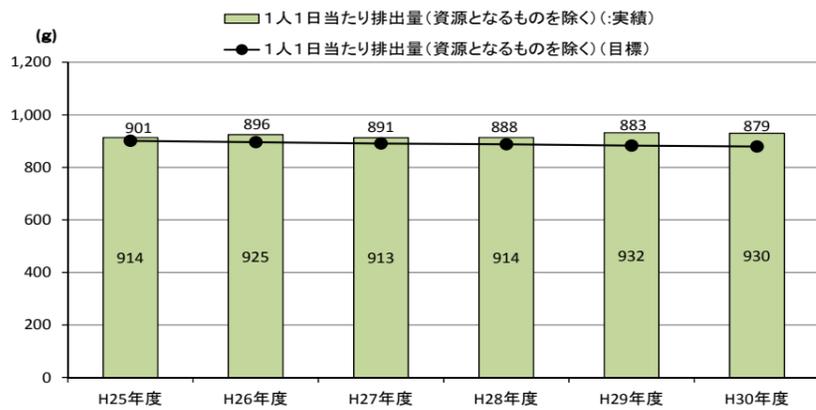
1 ごみの排出量の推移

①ごみの排出量（総搬入量）と人口



○本市のごみの総搬入量は、人口減少とともに減少傾向にあるが、基本計画の目標値には届いていない。

②市民1人1日当たりのごみの排出量（資源となるものを除く）



○市民1人1日当たりのごみの排出量（資源となるものを除く）を見ると、排出量はわずかながら増加して推移しており、削減目標に届かない状態が続いている。

※資源となるものを除くごみとは、可燃ごみ、可燃粗大ごみ、不燃ごみ、水銀含有物等を足したものをいう。

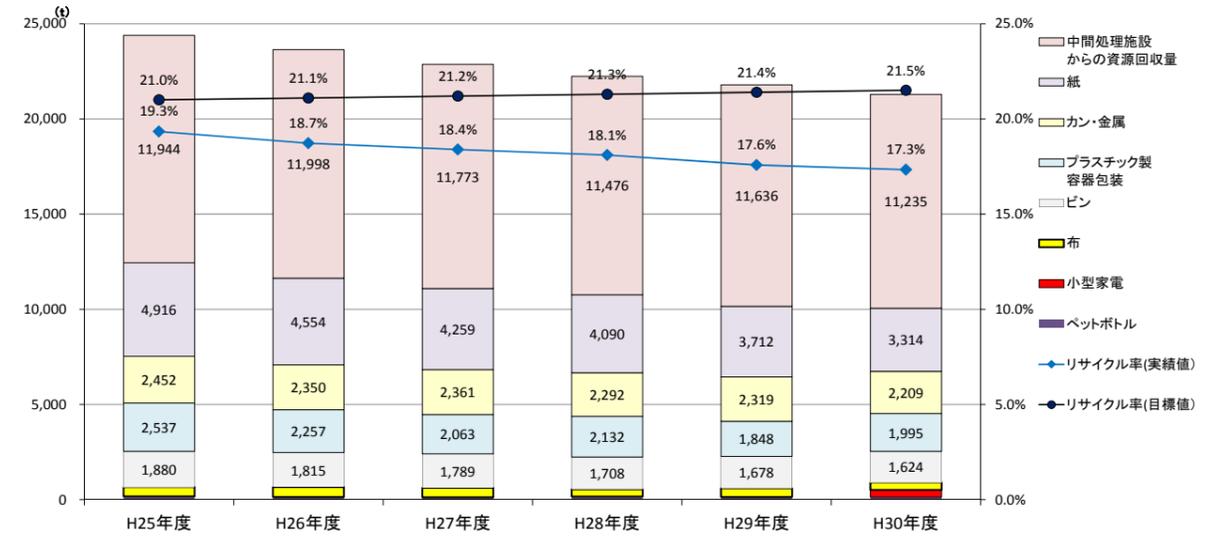
③焼却ごみ量の推移（家庭系と事業系の比較）



○ごみの総搬入量のうち、清掃工場で焼却される焼却ごみの搬入量は、家庭系は減少傾向にあるが、事業系はほぼ横ばいとなっており、事業系ごみの減量に向けた対策が必要である。

2 再資源化の状況及びリサイクル率

①再資源化量の内訳とリサイクル率

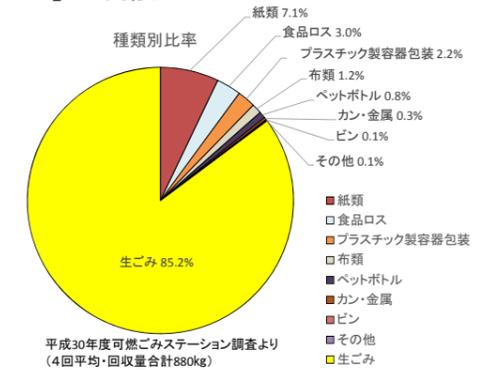


項目	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
中間処理施設からの資源回収量	11,944	11,998	11,773	11,476	11,636	11,235
紙	4,916	4,554	4,259	4,090	3,712	3,314
カン・金属	2,452	2,350	2,361	2,292	2,319	2,209
プラスチック製容器包装	2,537	2,257	2,063	2,132	1,848	1,995
ビン	1,880	1,815	1,789	1,708	1,678	1,624
布	481	514	487	374	454	404
小型家電	-	-	-	-	-	374
ペットボトル	178	146	133	167	145	135
リサイクル率(実績値)	19.3%	18.7%	18.4%	18.1%	17.6%	17.3%
リサイクル率(目標値)	21.0%	21.1%	21.2%	21.3%	21.4%	21.5%

○リサイクル率（実績値）は、減少傾向にあり、基本計画の目標値を達成できていない。再資源化量についても減少しているが、中でも紙類、続いてプラスチック製容器包装が大きく減少している。

○再資源化量の多くを中間処理施設からの資源化回収量が占めているが、その大半は清掃工場からの灰及び飛灰であり（平成30年度10,495t）、これらを埋立することなく再資源化していることにより、最終処分場の延命化に寄与している。

②「可燃ごみ」の内訳



○可燃ごみステーション調査によると、生ごみを除くと紙類、食品ロス、プラスチック製容器包装類が一定含まれている。

一般廃棄物処理施設の状況

1 収集車両基地

名称	高知市クリーンセンター	業務の内容	可燃ごみ、プラスチック製容器包装、可燃粗大ごみ及び美化ごみの収集
所在地	長浜宮田 2000-10		

○長浜地区への整備移転

老朽化した旧クリーンセンター(北本町)について、業務の効率化、南海トラフの地震対策等を総合的に勘案した結果、長浜地区(高知競馬場第六駐車場跡)に整備移転を行った。

平成 24 年度から 26 年度にかけて新施設を整備し、平成 27 年度から業務を行っている。

また、クリーンセンターの移転に伴い、清掃工場の敷地の中に、40 klの収集車両の燃料の備蓄タンクを整備した。



●高知市クリーンセンター外観

2 焼却施設

名称	高知市清掃工場	業務の内容	可燃ごみ、可燃粗大ごみ等の焼却処理
所在地	長浜 6459 番地		

○清掃工場長寿命化整備

高知市清掃工場は、平成 14 年 3 月から本格稼働し、18 年目を迎えている。

通常、ごみ焼却プラントの寿命は 20 年程度と言われており、長寿命化を図るため、平成 30 年度から令和 10 年度までを事業年度とする長期整備計画に基づき、中央監視制御装置の更新等の大規模改修を実施している。

長寿命化により、旧清掃工場の稼働年数 23 年間に対して、今回は 45 年間となる令和 28 年度までの稼働を目標としている。

3 減容施設

名称	高知市菖蒲谷プラスチック減容工場	業務の内容	プラスチック製容器包装の圧縮・梱包、ペットボトルの中間処理
所在地	仁井田 3636 番地		

○BCP対策の取組

菖蒲谷プラスチック減容工場の管理棟(昭和 48 年建築)は、過去の耐震診断の結果から倒壊の可能性があるとされている。

津波浸水想定では、南海トラフ地震 L2 の場合、前面道路が約 1 m 浸水し、県の道路啓開計画に設定がなされていないため、前面道路の浸水による出庫不能が懸念される。

また、当該施設の山側の部分は、土砂災害警戒区域に該当し、令和元年度に高知県が調査を実施している。当該調査の終了後に、対策工事の必要性等を踏まえた判断が必要となる。

4 再資源化施設

名称	高知市再生資源処理センター	業務の内容	紙類、布類、ビン類、カン・金属類の再資源化、水銀含有物の中間処理
所在地	大津乙 1786 番地 1		

○BCP対策の取組

高知市再生資源処理センターは、全ての建物が昭和 57 年耐震基準前の建物であり、耐震性が確保できていない。

津波浸水想定では、南海トラフ地震 L2 の場合で約 1.8m の浸水が起こるとともに、長期浸水区域に当たり、また、地盤の液状化の可能性が高い。

以上から、車両の保管場所、プレス機械、受電設備の浸水対策や事務所の耐震性の確保について、施設の運営を担っている高知市再生資源処理協同組合(以下、「協同組合」と表記)と連携して、対策を推進している。

【主な取組状況】

平成 30 年度

- ・再生資源処理センター敷地の境界確定、測量の実施
- ・再生資源処理センターの再整備について、協同組合と基本協定を締結

令和元年度

- ・敷地内借地部分(526 m²)の購入
- ・車両の保管場所を清掃工場敷地に移転
- ・協同組合により再整備の基本設計の策定に着手

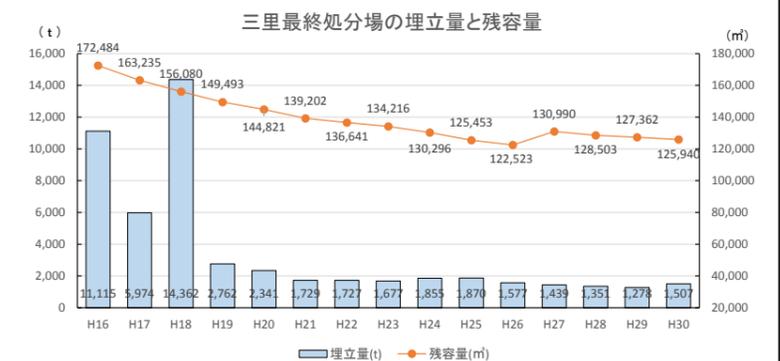
5 埋立処分地

名称	高知市三里最終処分場	業務の内容	不燃ごみ等の埋立処分
所在地	池 2571 番地		

○埋立状況

高知市三里最終処分場への埋立量は、高知市清掃工場において焼却主灰及び飛灰の全量資源化(ゼロエミッション化)が達成された平成 19 年度以降は埋立量が大幅に減少しており、延命化が図られている。

施設の全埋立容量は 698,000 m³で、平成 30 年度末において 125,940 m³の残容量があり、現時点で、平常時の範囲内においては埋立期間 35 年以上を計画している。



※ 残容量について、平成 27 年度測量結果に基づき修正

ふれあい収集について

1 ふれあい収集とは

高齢者や障がいのある方が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる環境づくりを目的に、要介護認定者等のみで構成された世帯のうち、世帯員自らごみをごみステーションまで持ち出すことが困難で、親族や近隣住民などの協力を得ることができない世帯を対象に、訪問による玄関先からのごみの収集を行うもの。

また、希望する方にはお声がけをすることにより、安否確認も実施する。

2 実施の経緯

○経緯

全国的に高齢化・人口減社会を迎え、本市の将来的なごみ収集・処理システムの再構築に向けて検討する中で、平成 27 年 5 月～7 月にかけて、資源・不燃物ステーションの登録団体（1,146 団体）へのアンケート調査を実施。アンケートの結果、高齢者や障がいのある方等のごみ出しが困難な方が増加していることが課題の一つとして判明した。

こうしたことを踏まえ、ふれあい収集の実施に向け具体的な検討を開始。まずは地区を限定した試行収集で体制を整えた上で、全市に拡大して実施することとしたもの。

3 収集内容

- ①収集するもの 可燃ごみ、プラスチック製容器包装
 ②収集頻度 週 1 回 ※収集時間の指定不可
 （月・木の収集地区は木曜日、火・金の収集地区は金曜日に収集）
 ③ごみの出し方 あらかじめフタ付きの容器を用意してもらい、ごみを透明または半透明の袋に入れてもらう。
 ④お声がけについて 希望する方には、ごみを収集するときにお声がけをし、安否確認をする。

4 対象者

○対象者

高知市内の居宅で生活している高齢者や要介護認定者のみの世帯で、可燃ごみやプラスチック製容器包装を、世帯員自ら持ち出すことが困難で、親族、近隣住民等の協力を得ることができない世帯で、以下の①～④のいずれかに該当する世帯。

- ① 70 歳以上で要介護 1 以上の認定を受けている一人暮らしの世帯
 ② 身体障害者手帳の交付を受けている一人暮らしの世帯
 ③ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている一人暮らしの世帯
 ④ 療育手帳の交付を受けている一人暮らしの世帯

※ ただし、同居者がいる場合でも、上記のいずれかに該当する世帯員のみで構成されている世帯は対象となる。

<対象外となるケース>

- ・同居人やご近所の方など、ごみ出しを手伝ってくれる人が身近にいる場合
- ・ごみステーションの距離が遠いなど、自己の都合による場合
- ・日常的に在宅していない場合（老人ホームなどに入居している場合）
- ・ごみを長期間放置するなどし、自己で手に負えなくなった場合 など

5 申請から実施までの流れ

①申請

- ・申請書を環境業務課に提出
- ・本人による申請書の作成や提出が困難な場合は、代行することも可能。
 （例）親族、ケアマネージャー、ホームヘルパー、民生委員、町内会の方など申請時、介護保険被保険者証など、対象となる手帳の写しを添付してもらう。

②事前調査（訪問）

- ・環境業務課職員がご自宅を訪問し、ごみ出しの状況等について確認する。

③認定審査及び利用決定通知の送付

- ・申請書と現地調査の内容を基に環境業務課内で認定審査を行い、申請者にふれあい収集利用の可否を通知する。

④実施

- ・ふれあい収集開始（利用可となった場合）

6 実施状況及び今後の予定

○試行収集の実施状況・今後の予定

- 平成 30 年 10 月～ 長浜・御豊瀬・浦戸地区限定で開始【収集担当課近隣】（火・金収集地区）
 平成 31 年 3 月～ 鏡・旭地区を追加【山間部及び高齢化率の高い中心部】（月・木収集地区）
 令和元年 7 月～ 五台山・高須・大津・介良・土佐山地区を追加【収集担当課遠方】（火・金収集地区）
 令和 2 年 4 月～ 対象地域を市全域に拡大予定

○試行収集の実施状況（令和元年 10 月 9 日時点）

- 受付件数 40 件
 うち可認定（一時中止含む） 27 件
 否認定 9 件
 取下げ（中止含む） 4 件

【地区別可認定件数】

地区	長浜	浦戸	鏡	旭	五台山	大津	土佐山
件数	9 件	1 件	1 件	13 件	1 件	1 件	1 件

○試行収集の周知について

- 福祉関係者等へ事前説明及び市関連施設等へ募集チラシを配置。市ホームページ、広報に掲載。